

秦野市公共施設の使用料の適正化のための関係条例の整備に関する条例案の骨子

平成28年11月1日
政策部公共施設マネジメント課

第1条 秦野市文化会館条例の一部改正

区分				改定案	現行
大ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	28,000円	22,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	50,000円	41,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	64,000円	53,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	78,000円	63,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	114,000円	94,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	142,000円	116,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	35,000円	28,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	62,000円	50,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	80,000円	65,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	97,000円	78,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	142,000円	115,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	177,000円	143,000円
小ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	8,000円	6,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	14,000円	11,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	19,000円	15,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	22,000円	17,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	33,000円	26,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	41,000円	32,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	10,000円	8,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	18,000円	14,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	23,000円	18,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	28,000円	22,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	41,000円	32,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	51,000円	40,000円
展示室	平日	午前	午前9時から正午まで	2,800円	2,800円
		午後	午後1時から午後5時まで	4,200円	4,200円
		夜間	午後6時から午後10時まで	5,600円	5,600円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	7,000円	7,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	9,800円	9,800円
		全日	午前9時から午後10時まで	12,600円	12,600円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	3,500円	3,500円
		午後	午後1時から午後5時まで	4,900円	4,900円
		夜間	午後6時から午後10時まで	7,000円	7,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	8,400円	8,400円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	11,900円	11,900円
		全日	午前9時から午後10時まで	15,400円	15,400円
第1会議室	基本使用料(30分につき)			300円	250円
第2会議室	"			150円	100円
第3会議室	"			300円	250円

和室		250円	200円		
第1練習室		250円	200円		
第2練習室		150円	100円		
第3練習室		200円	150円		
大ホール	楽屋No. 1	午前	午前9時から正午まで	800円	500円
		午後	午後1時から午後5時まで	800円	500円
		夜間	午後6時から午後10時まで	800円	500円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	1,600円	1,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	1,600円	1,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	2,400円	1,500円
	楽屋No. 2 (和)	午前	午前9時から正午まで	800円	500円
		午後	午後1時から午後5時まで	800円	500円
		夜間	午後6時から午後10時まで	800円	500円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	1,600円	1,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	1,600円	1,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	2,400円	1,500円
	楽屋No. 3	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 4	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 5 (和)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
午前・午後		午前9時から午後5時まで	600円	600円	
午後・夜間		午後1時から午後10時まで	600円	600円	
全日		午前9時から午後10時まで	900円	900円	
シャワー室・浴室	午前	午前9時から正午まで	800円	700円	
	午後	午後1時から午後5時まで	800円	700円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	800円	700円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	1,600円	1,400円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	1,600円	1,400円	
	全日	午前9時から午後10時まで	2,400円	2,100円	

小ホール	楽屋No. 1 (和)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 2 (和)	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	楽屋No. 3	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
	シャワー室・浴室	午前	午前9時から正午まで	300円	300円
		午後	午後1時から午後5時まで	300円	300円
		夜間	午後6時から午後10時まで	300円	300円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	600円	600円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	600円	600円
		全日	午前9時から午後10時まで	900円	900円
リハーサル室	午前	午前9時から正午まで	1,700円	1,200円	
	午後	午後1時から午後5時まで	1,700円	1,200円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	1,700円	1,200円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	3,400円	2,400円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	3,400円	2,400円	
	全日	午前9時から午後10時まで	4,500円	3,600円	
楽屋事務室	午前	午前9時から正午まで	100円	100円	
	午後	午後1時から午後5時まで	100円	100円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	100円	100円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	200円	200円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	200円	200円	
	全日	午前9時から午後10時まで	300円	300円	
主催者事務室	午前	午前9時から正午まで	100円	100円	
	午後	午後1時から午後5時まで	100円	100円	
	夜間	午後6時から午後10時まで	100円	100円	
	午前・午後	午前9時から午後5時まで	200円	200円	
	午後・夜間	午後1時から午後10時まで	200円	200円	
	全日	午前9時から午後10時まで	300円	300円	

第2条 秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部改正

使用の区分		単位	改定案	現行
専用	体育室	基本使用料30分につき	400円	350円
	創作活動室	基本使用料30分につき	100円	150円
	大会議室	基本使用料30分につき	150円	150円
	特別会議室	基本使用料30分につき	100円	100円
	和室	2分の1室基本使用料30分につき	50円	50円
		全室30分につき	100円	100円
共用	体育室	基本使用料1回(2時間以内)につき	200円	200円
	創作活動室	基本使用料1回(2時間以内)につき	200円	200円
	大会議室	基本使用料1回(2時間以内)につき	200円	200円
	トレーニングルーム	基本使用料1回(2時間以内)につき	350円	250円

備考 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。

第3条 秦野市ほうらい会館条例の一部改正

区分		改定案	現行
生活改善室	使用料(30分につき)	100円	100円
和室	使用料(30分につき)	200円	100円
会議室	使用料(30分につき)	200円	100円
集会室	使用料(30分につき)	250円	100円
小会議室	使用料(30分につき)	100円	100円

第4条 秦野市都市公園条例の一部改正

1 有料公園施設の追加

管理棟多目的室を有料公園施設に追加する。

2 有料公園施設

使用の区分			単位	改定案	現行	
秦野市カルチャーパーク陸上競技場	専用（団体）	競技用器具を使用する場合	市内の者	午前のみにつき	7,000円	4,000円
				午後のみにつき	9,000円	5,000円
				1日につき	14,000円	8,000円
			市外の者	午前のみにつき	14,000円	8,000円
				午後のみにつき	18,000円	10,000円
				1日につき	28,000円	16,000円
		競技用器具を使用しない場合	市内の者	午前のみにつき	5,000円	3,000円
				午後のみにつき	7,000円	4,000円
				1日につき	10,000円	6,000円
			市外の者	午前のみにつき	10,000円	6,000円
				午後のみにつき	14,000円	8,000円
				1日につき	20,000円	12,000円
		運動会等で使用し、競技用器具を使用する場合	市内の者	午前のみにつき	19,000円	11,000円
				午後のみにつき	22,000円	13,000円
				1日につき	38,000円	22,000円
			市外の者	午前のみにつき	38,000円	22,000円
				午後のみにつき	44,000円	26,000円
				1日につき	76,000円	44,000円
	運動会等で使用し、競技用器具を使用しない場合	市内の者	午前のみにつき	17,000円	10,000円	
			午後のみにつき	21,000円	12,000円	
			1日につき	35,000円	20,000円	
		市外の者	午前のみにつき	34,000円	20,000円	
			午後のみにつき	42,000円	24,000円	
			1日につき	70,000円	40,000円	
共用（個人）	大人	市内の者	1回につき	100円	100円	
		市外の者	1回につき	200円	200円	
		年間利用	3,000円	2,500円		
	子ども	市内の者	1回につき	無料	50円	
		市外の者	1回につき	無料	100円	
秦野市カルチャーパーク水泳プール	共用（個人）	大人	市内の者	1回につき	200円	200円
			開設期間中	4,000円	4,000円	
			市外の者	1回につき	400円	400円
		子ども	市内の者	1回につき	無料	50円
			開設期間中	無料	1,000円	
			市外の者	1回につき	無料	200円
	専用（団体）	50メートルプールを使用する場合	午前のみにつき	10,000円	10,000円	
			午後のみにつき	14,000円	14,000円	
			1日につき	20,000円	20,000円	

秦野市カルチャーパーク野球場		市内の者	1時間につき	2,000円	1,000円	
		市外の者	1時間につき	10,000円	5,000円	
秦野市カルチャーパーク庭球場		市内の者	1面、1時間につき	500円	400円	
		市外の者	1面、1時間につき	3,000円	2,000円	
秦野市カルチャーパーク管理棟多目的室		市内の者	1時間につき	200円		
		市外の者	1時間につき	400円		
秦野市立野緑地庭球場		市内の者	1面、1時間につき	500円	300円	
		市外の者	1面、1時間につき	2,500円	1,500円	
秦野市おおね公園庭球場		市内の者	1面、1時間につき	400円	300円	
		市外の者	1面、1時間につき	2,000円	1,500円	
秦野市おおね公園多目的広場	専用（団体）	専用（団体）	市内の者	2分の1面、1時間につき	800円	400円
			全面、1時間につき	1,600円	800円	
		市外の者	2分の1面、1時間につき	3,000円	1,500円	
			全面、1時間につき	6,000円	3,000円	
	共用（個人）	大人	市内の者		100円	無料
			市外の者		200円	無料
子ども				無料	無料	
秦野市おおね公園温水プール		専用（団体）	1時間まで	10,000円	10,000円	
			1時間を超えるとき、1時間につき	8,000円	8,000円	
		共用（個人）	プール	大人1回につき	600円	450円
				高齢者 市内の者 平日（7月及び8月を除く。）	400円	250円
				高齢者 市内の者 土曜日、日曜日及び休日並びに7月及び8月の平日	600円	450円
				高齢者 市外の者	600円	450円
				子ども	200円	200円
		トレーニンググループ	共用（個人）	大人1回（2時間以内につき）	400円	300円

秦野市カルチャーパーク総合体育館	専用（団体）	メインアリーナ	3分の1面、1時間につき	1,400円	700円
			2分の1面、1時間につき	2,200円	1,100円
			3分の2面、1時間につき	2,800円	1,400円
			全面、1時間につき	4,200円	2,100円
		サブアリーナ	2分の1面、1時間につき	700円	350円
			全面、1時間につき	1,400円	700円
		第1武道場	2分の1面、1時間につき	500円	250円
			全面、1時間につき	1,000円	500円
		第2武道場	2分の1面、1時間につき	500円	250円
			全面、1時間につき	1,000円	500円
		弓道場	1時間につき	800円	400円
		第1会議室	1時間につき	300円	100円
	第2会議室	1時間につき	200円	50円	
	第3会議室	1時間につき	200円	50円	
	共用（個人）	サブアリーナ	大人1回（2時間以内につき）	200円	200円
		第1武道場			
第2武道場					
弓道場					
トレーニングルーム		大人1回（2時間以内につき）	400円	300円	

備考 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。（おおね公園温水プールは一定期間のみ）

有料公園施設付属設備

使用の区分			単位	改定案	現行
秦野市カルチャーパーク野球場	屋外照明設備	1時間につき	全点灯の場合	3,800円	3,800円
			2分の1点灯の場合	2,800円	2,800円
	電光掲示板設備		1時間につき	1,200円	500円
	本部室		1時間につき	1,000円	1,000円
	シャワー室（温水）		1チーム1回につき	300円	300円

第5条 秦野市立公民館条例の一部改正

区分		単位	改定案	現行
西公民館	大会議室	30分につき	400円	200円
	会議室	30分につき	50円	100円
	小会議室	30分につき	50円	100円
	視聴覚室	30分につき	50円	100円
	和室	30分につき	100円	100円
	調理室	30分につき	50円	100円
上公民館	大会議室	30分につき	400円	200円
	会議室	30分につき	150円	100円
	和室	30分につき	200円	100円
	調理実習室	30分につき	150円	100円
	創作活動室	30分につき	150円	100円

南公民館	大会議室		30分につき	400円	300円
	会議室		30分につき	100円	100円
	学習室		30分につき	50円	100円
	視聴覚室		30分につき	50円	100円
	和室		30分につき	100円	100円
	調理室		30分につき	50円	100円
北公民館	大会議室		30分につき	600円	300円
	大会議室の 使用区分	会議室A	30分につき	300円	
		会議室B	30分につき	300円	
	会議室		30分につき	200円	100円
	音楽室		30分につき	150円	100円
	和室		30分につき	200円	100円
	調理実習室		30分につき	200円	100円
創作活動室		30分につき	100円	100円	
大根公民館	ホール		30分につき	400円	200円
	会議室		30分につき	50円	100円
	学習室		30分につき	100円	100円
	和室		30分につき	250円	100円
	調理実習室		30分につき	100円	100円
東公民館	ホール		30分につき	400円	200円
	会議室A		30分につき	150円	100円
	会議室B		30分につき	50円	100円
	和室		30分につき	150円	100円
	小和室		30分につき	100円	100円
	調理室		30分につき	100円	100円
鶴巻公民館	大小会議室		30分につき	400円	200円
	コミュニティー室		30分につき	200円	100円
	音楽室		30分につき	200円	100円
	和室		30分につき	250円	100円
	調理室		30分につき	150円	100円
	創作活動室		30分につき	150円	100円
渋沢公民館	大会議室		30分につき	600円	300円
	会議室		30分につき	150円	100円
	音楽室		30分につき	250円	100円
	和室		30分につき	250円	100円
	調理実習室		30分につき	200円	100円
	創作活動室		30分につき	200円	100円

本町公民館	大会議室		30分につき	600円	300円
	大会議室の使用区分	会議室A	30分につき	300円	
		会議室B	30分につき	300円	
	中会議室		30分につき	150円	100円
	小会議室		30分につき	50円	100円
	音楽室		30分につき	250円	100円
	和室		30分につき	250円	100円
	調理室		30分につき	150円	100円
創作活動室		30分につき	150円	100円	
南が丘公民館	大会議室		30分につき	600円	300円
	大会議室の使用区分	会議室A	30分につき	300円	
		会議室B	30分につき	300円	
	小会議室		30分につき	100円	100円
	セミナー室		30分につき	200円	100円
	音楽室		30分につき	250円	100円
	和室		30分につき	250円	100円
	調理実習室		30分につき	250円	100円
創作活動室		30分につき	200円	100円	
堀川公民館	大会議室		30分につき	600円	300円
	大会議室の使用区分	会議室A	30分につき	300円	
		会議室B	30分につき	300円	
	会議室		30分につき	200円	100円
	音楽室		30分につき	150円	100円
	和室		30分につき	200円	100円
	調理室		30分につき	150円	100円
	創作活動室		30分につき	150円	100円

卓球の共用利用

区分		単位	改定案	現行
西公民館	大会議室	大人1回（2時間以内につき） （改定前は、卓球台1台1時間につき）	200円	200円
上公民館	大会議室			
南公民館	大会議室			
北公民館	大会議室			
大根公民館	ホール			
東公民館	ホール			
鶴巻公民館	大小会議室			
渋沢公民館	大会議室			
本町公民館	大会議室			
南が丘公民館	大会議室			
堀川公民館	大会議室			

備考 小学校就学前の者、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。

第6条 秦野市立図書館条例の一部改正

新たに次に掲げる事項を規定する。

1 視聴覚室使用の承認

規則で定める期間内に申請をし、教育長による使用の承認を受けなければならない。

2 使用の制限

教育長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき等は、視聴覚室の使用を承認しない。

3 使用料

視聴覚室の使用の承認を受けたものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

4 使用料の納付

視聴覚室の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。

5 使用料の不還付

既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき等は、その全部又は一部を還付することができる。

6 使用料の減免

市長は、使用料を必要に応じて減免するものとし、その権限を教育委員会に委任する。

7 目的外使用等の禁止

使用者は、承認を受けた使用目的以外に視聴覚室を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

8 使用承認の取消し等

教育長は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき等は、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

9 原状回復等

使用者は、建物等を損傷し、又は滅失したときは、教育長の指示に従い、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

別表（第9条関係）

区分	使用料（30分につき）
視聴覚室	400円

第7条 秦野市立宮永岳彦記念美術館条例の一部改正

市民ギャラリーの使用料の額

単位		改定案	現行
1日	市内のもの	5,000円	2,500円
	市外のもの	10,000円	5,000円

入場料を徴収するときは、100パーセント加算

営利を目的とする商品の展示販売は、150パーセント加算（新設）

第8条 秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正

区分		単位		改定案	現行
キャンプ場	宿泊する場合	1人当たり	市内の者	400円	200円
		1泊につき	市外の者	800円	400円
	宿泊しない場合	1人当たり	市内の者	200円	100円
		1日につき	市外の者	400円	200円
研修棟	宿泊する場合	1人当たり	市内の者	1,800円	1,200円
		1泊につき	市外の者	2,400円	1,500円
	宿泊しない場合	1室当たり	市内の者	300円	200円
		1時間につき	市外の者	600円	400円
活動室	1時間につき	市内の者	1,700円	1,000円	
調理室		市外の者	3,400円	2,000円	
		市内の者	600円	300円	
広場(専用使用する場合)		市外の者	1,200円	600円	
		市内の者	400円	200円	
		市外の者	800円	400円	

第9条 秦野市保健福祉センター条例の一部改正

- 1 使用は、原則有料
- 2 営利での定期利用を新たに規定

市民の学習及び教養等の向上のための教室又は講座を行うものに保健福祉センターを定期的に使用させることができる。この場合において、保健福祉センターを使用するものは、次に定める使用料を納付しなければならない。

区分	基本使用料（30分につき）
第2会議室	750円

- 3 現行の使用料の改正

(1) 多目的ホールをステージ・椅子仕様とする場合

区分			改定案	現行	
多目的ホール	平日	午前	午前9時から正午まで	4,500円	3,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	8,200円	5,500円
		夜間	午後6時から午後10時まで	11,200円	7,500円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	12,700円	8,500円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	19,500円	13,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	24,000円	16,000円
	土・日・祝日	午前	午前9時から正午まで	6,000円	4,000円
		午後	午後1時から午後5時まで	10,500円	7,000円
		夜間	午後6時から午後10時まで	13,500円	9,000円
		午前・午後	午前9時から午後5時まで	16,500円	11,000円
		午後・夜間	午後1時から午後10時まで	24,000円	16,000円
		全日	午前9時から午後10時まで	30,000円	20,000円

(2) 多目的ホールをステージ・椅子仕様としない場合

区分		改定案	現行
多目的ホール	基本使用料（1時間につき）	1,500円	1,000円

(3) 会議室等

区分		改定案	現行
第1会議室	基本使用料（30分につき）	50円	50円
第2会議室	基本使用料（30分につき）	100円	100円
第3会議室	基本使用料（30分につき）	250円	250円
第4会議室	基本使用料（30分につき）	400円	400円
第4会議室の使用区分	会議室1	基本使用料（30分につき）	200円
	会議室2	基本使用料（30分につき）	200円
和室	基本使用料（30分につき）	150円	100円
教養娯楽室	基本使用料（30分につき）	600円	450円
教養娯楽室の使用区分	教養娯楽室1	基本使用料（30分につき）	200円
	教養娯楽室2	基本使用料（30分につき）	200円
	教養娯楽室3	基本使用料（30分につき）	200円

第10条 秦野市広畑ふれあいプラザ条例の一部改正

- 1 使用は、原則有料
- 2 営利での定期利用を新たに規定

市民の学習及び教養等の向上のための教室又は講座を行うものに広畑ふれあいプラザを定期的に使用させることができる。この場合において、広畑ふれあいプラザを使用するのは、次に定める使用料を納付しなければならない。

区分	基本使用料（30分につき）
学習室1	750円

- 3 新たに使用料を規定

区分		改定案	現行
多目的ホール	基本使用料（30分につき）	400円	0円
学習室1	基本使用料（30分につき）	150円	0円
学習室2	基本使用料（30分につき）	150円	0円
創作活動室	基本使用料（30分につき）	150円	0円
和室1	基本使用料（30分につき）	150円	0円
和室2	基本使用料（30分につき）	150円	0円
調理室	基本使用料（30分につき）	150円	0円

第11条 秦野市末広ふれあいセンター条例の一部改正

- 1 使用は、原則有料
- 2 新たに使用料を規定

区分		改定案	現行
会議室	基本使用料（30分につき）	100円	0円
調理室	基本使用料（30分につき）	100円	0円
和室	基本使用料（30分につき）	100円	0円
洋室	基本使用料（30分につき）	100円	0円
伝統文化継承室	基本使用料（30分につき）	100円	0円
世代間交流室	基本使用料（30分につき）	150円	0円

第12条 秦野市曲松児童センター条例の一部改正

1 営利での定期利用を新たに規定

市民の学習及び教養等の向上のための教室又は講座を行うものに定期的に使用させることができる。この場合において、使用するものは、次に定める使用料を納付しなければならない。

区分	基本使用料（30分につき）
会議室	500円
創作活動室	500円
遊戯室	750円

2 現行の使用料の改定

区分	単位	改定案	現行
会議室A	30分につき 調理室とあわせて使用する場合は、右の料金に50円を加算	150円	100円
会議室B		100円	100円
和室A		50円	100円
和室B		50円	100円

第13条 秦野市中野健康センター条例の一部改正

1 トレーニング室

単位等		改定案	現行
1回（2時間につき）	市内の者	300円	200円
	市外の者	600円	400円

2 多目的室又は和室

使用の区分	単位	改定案	現行
専用 多目的室	30分につき	200円	200円
	和室		

コミュニティ保育室とあわせて使用する場合は、右の料金に50円を加算する。

第14条 秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正

使用の区分	単位	改定案	現行
研修室	30分につき	200円	100円
木工自習室	1人1回につき	300円	200円

別記

秦野市表丹沢野外活動センターの新規施設料金設定

（条例改正案は、こども育成課にて作成）

区分	単位	改定案	現行
いろり棟（昔の生活学習館）	1時間につき	市内の者	600円
		市外の者	1,200円